

令和7年度 南房総市福祉施設・支援団体等によるマイナンバーカード取得促進事業の概要

マイナンバーカード取得促進のため、福祉施設・支援団体等（以下、「施設・団体等」）の方が支援対象者の申請サポートや代理受取を実施した場合に報償費（4,000円／人）をお支払いします。

対象

南房総市に住民登録がある**支援対象者※**のマイナンバーカードの申請サポートまたは代理受取を実施する施設・団体等

※支援対象者とは

高齢者施設等の施設入所者、要介護・要支援認定者、障害のある方、長期入院者、75歳以上の方、成年被後見人、社会的参加を回避しおおむね家庭にとどまり続けている状態にある方

①申請サポート事業（4,000円／人）

（1）出張申請補助

南房総市が行う出張申請において、施設・団体等がマイナンバーカードの申請等の補助を行うこと

※初めての申請の方のみ出張申請が利用可能です

（2）代理申請

対象者に対して、施設・団体等がマイナンバーカードの交付申請を代行して行うこと

②代理受取事業（4,000円／人）

対象者に対して、施設・団体等がマイナンバーカードの受取を代行して行うこと

注意

- ・事前に市との打合せが必要です
- ・報償費の振込先は、施設、団体等の名義の口座に限ります
- ・予算が無くなり次第、終了いたします

【申し込み先・お問合せ】

〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地 電話：0470-33-1051 FAX：0470-33-3451
南房総市役所 市民課 市民グループ メール：shimin@city.minamiboso.lg.jp

Q&A

Q1 支援対象者に対して、申請サポート事業と代理受取事業の両方を実施することはできますか？

A1 できます。両方実施した場合は1人当たり各4,000円、合計8,000円お支払いします。
ただし、出張申請補助の場合はマイナンバーカードの申請からお渡しまでを1件とするため代理受取事業は対象外となります。

Q2 事前に打合せをする前に申請サポートや代理受取を実施しました。報償費の支払い対象となりますか？

A2 なりません。事前打合せを実施していない場合は対象外となります。

Q3 南房総市外の施設ですが、本事業の対象となりますか？

A3 なります。南房総市民に対して申請サポートや代理受取を実施した場合は対象となります。

Q4 支援対象者である家族や知人の分を代理申請した場合は対象となりますか？

A4 個人が実施した場合は対象となりません。福祉施設・支援団体等が実施した場合のみ対象となります。

Q5 支援対象者を市の窓口へ連れて行き、市職員によるタブレット端末を用いた申請を行った場合やマイナンバーカードの受取を手伝った場合は対象となりますか？

A5 対象となりません。

Q6 代理申請を実施したいのですが、申請書がありません。

A6 本事業の申込書を提出する際に、ID入り申請書交付申請書兼委任状（第2号様式）を併せて提出することで申請書を発行することができます。

Q7 代理受取事業を実施したいのですが、必要書類がわかりません。

A7 必要書類は市HPに掲載しているほか、事前打ち合わせでご案内いたします。

Q8 代理申請を実施したのですが、申請が受理されたかわかりません。

A8 申請が受理された場合は約1か月後に住所地宛てで交付通知書（はがき）が届きます。不備の場合はメール又は手紙にて不備の通知が届きます。また、申請状況はマイナンバーカード総合サイト内の申請状況照会サービスによりご確認ください。